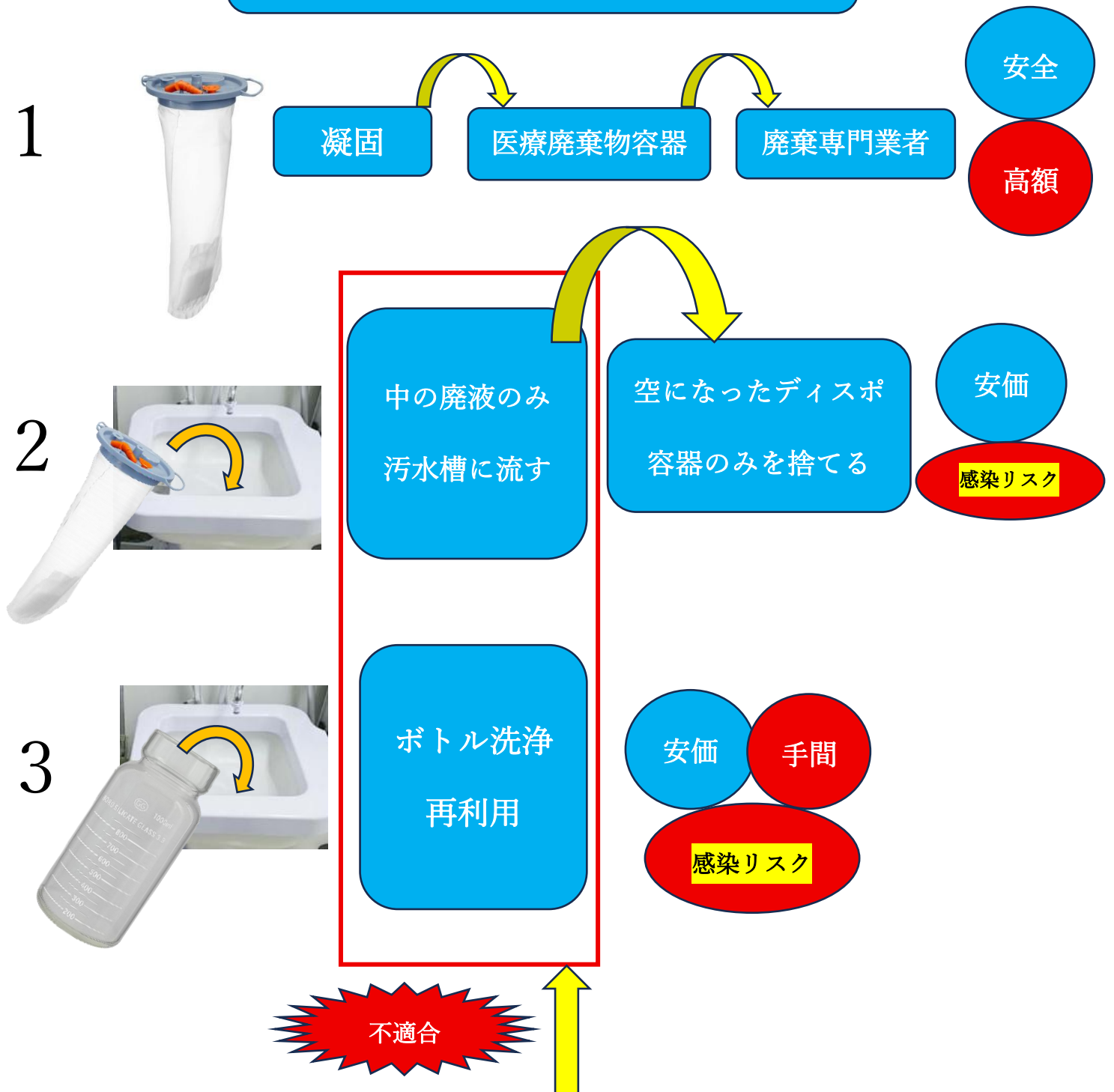


現在の廃液処理方法



1992年7月から施行された「廃棄物処理法」では感染系廃棄物は特別管理廃棄物に指定され、適正処理が義務付けられた。手術室で大量に出る血液は、産業廃棄物19品目の中の廃アルカリ（凝固していないもの）と、汚泥（凝固しているもの）に該当する。これらは医療関係機関自らの責任において適正に処理しなければならないことになった。すなわち、**体液は、密閉した容器での収集運搬、感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められている。感染性を失わせる処分方法としては、手術室から出される排水も貯蔵タンクにいったん集められた後、次亜塩素酸ナトリウムで殺菌され、放出されることが望ましい。**